

アルフレッド・マーシャルの救貧法改革論：新救貧法と慈善組織協会との関連で

鬼木, 崇光

<https://doi.org/10.15017/3000372>

出版情報：経済論究. 122, pp.1-15, 2005-07-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

アルフレッド・マーシャルの救貧法改革論

——新救貧法と慈善組織協会との関連で——

鬼 木 崇 光

1. 問題の所在
2. 新救貧法と慈善組織協会
3. マーシャルの現状認識と批判
4. マーシャルの提案と具体策
5. 結び

1. 問題の所在

アルフレッド・マーシャルは様々な形で政府調査に貢献した¹⁾。その場の一つが「王立労働委員会」(Royal Commission on Labour) (1891年～94年)である。本稿では、その労働委員会を構成する一つである「老齢貧民に関する王立委員会」で活躍した時期のマーシャルの救貧法改革論を取り挙げる。マーシャルの問題意識の中に、初期論文や『経済学原理』²⁾(以下、『原理』と略す。)からもわかるように労働者階級の問題や貧困の問題があったことは周知のことであろう³⁾。この委員会では救貧法のあり方について議論されている。マーシャルは労働委員会の委員であった1891年から1894年の間に二つの論文を『エコノミック・ジャーナル』誌に寄稿した。一つは「救貧法と国家補助年金の関係」⁴⁾であり、もう一つは「救貧法改革」⁵⁾である。前者はその当時の救貧法の運営に対するマーシャルの基本的な見解を展開し、さらに同法にかかわる問題点を列挙している。後者は前者に対する慈善組織協会 (Charity Organization Society以下、COSと略す。)のB.ボザンケットの批判を受けてその批判に答える形で改めてマーシャルの

見解を提示している。それらに加えて、1893年の「老齢貧民に関する王立委員会」に対してマーシャルが提出した予備的覚書と同委員会において質問に答えるという形での証言がある⁶⁾。

ここではグロネウェーゲンの「老齢貧民に関する王立委員会」におけるマーシャルの評価を紹介することから始めたい。この労働委員会は1892年に自由党政府によって設立され、その目的は老齢貧困問題をどのように取り扱うかを検討することであった。グロネウェーゲンはマーシャルの委員会活動を三つの形態に分けており、その一つがこの王立委員会の活動である。同委員会をはじめ、当時広く議論されるようになっていた年金に対する賛否の中でマーシャルを位置づける。

グロネウェーゲンによれば当該委員会設立の意図は「もっと幅広い国民保険計画の一部としての老齢年金計画に対する提案に由来しており、それらの計画は、ドイツにおけるビスマルクの包括的な社会保障立法やニュージーランドでのその問題に関する活発な議論にならって時折表面化していた。」⁷⁾この委員会のメンバーは、年金計画の賛成者であるJ.チェンバレンやC.ブースと老齢年金に反対のCOSのメンバー、それに加えてマーシャルを含む他の人々からなっていた。COSが老齢年金に反対したのは、老齢年金が家族の絆を崩壊させ、また老齢年金を院外救済という形で与えることは、院内救済予備軍を形成するに過ぎないとの見方に由来する。ブースの計画は、65歳以上の人を対象

にした普遍的年金制度であり、無拠出性年金であった。マーシャルは、ブースの案を概して支持していたが、課税面で批判的だった。グロネウェーゲンがマーシャルの批判の理由を詳述していないが、ブースの計画する無拠出性年金が国民全体を対象とし、特に年金を必要としているかどうかにかかわらず富裕者層に対しては非常に重い課税になるが、彼らの納税額は受取額よりも少なくなるという意味での超過負担になるためであろう⁸⁾。そもそもマーシャルがこのように理解したのは、ブースの計画が受給者の区別なく、誰に対しても一律の対応がなされることを危惧したからである。

この委員会では、COSの働きかけも一因となってブースの計画は圧倒的に不利な立場に立たされていた。グロネウェーゲンは、このCOSとブースの関係を踏まえ、マーシャルが同委員会と時を同じくして『エコノミック・ジャーナル』誌に寄せた最初の論文をマーシャルによるブース案とCOSの立場の「妥協的解決」、あるいはCOSとの妥協的な提案によってブース案を救援する試みと見ている。妥協的解決とするのは、マーシャルが上述の『エコノミック・ジャーナル』誌に寄稿した2論文において、65歳以上の人々に院外救済の形態で年金を受けるための適性を調査することを提案しており、「ブースの計画の普遍性を排除している。従ってマーシャルが前の12月に表明した超過負担に対する反対論も排除している」⁹⁾一方で、COSが反対する院外救済を認めているからである¹⁰⁾。

こうして彼はマーシャルの上述の論文から、マーシャルの主張を「妥協的解決」を図ることでブース案を救援する試みと評価している。なるほど形式的にはマーシャルの提案はグロネウェーゲンが示唆するようにブースの提案する年金計画の普遍性を除外し、他方COSの反対す

る院外救済を利用するので、両者の意見を妥協させることによってブース案を援護している。そうだとすれば、マーシャルを「妥協的解決」へと導いた彼自身の論理はどのようなものであるかが問題にされるべきであろう。証言の冒頭においてマーシャルは言う。「私は、ここ25年の間、貧困の問題に一身を捧げているし、その問題に関係がないいかなる研究に対しても、私の仕事はほとんどわずかも向けられていないと言ってよいだろう。」¹¹⁾このようにマーシャルは熱心に貧困問題に取り組んでいることを表明した。

本稿の目的は、確かにブース案とCOSの立場を妥協させることでブース案を援護するように見えるマーシャルの提案は、どのような内容および論理によって裏付けられているのかを考察し、さらに、そのことを通じてマーシャルの救貧法改革論の特質を明らかにすることにある。

1880年代に入り、失業は単に本人の怠惰あるいは努力不足によって起こるものであるという通念から、工場閉鎖による一時的失業の増加といった社会的な構造上の問題にもその原因があると認識されるようになった。こうした背景にも配慮して、上述のマーシャルの諸論文およびこの委員会に対する覚書と証言をもとにマーシャルの貧民救済に対する思想を考察したい。

そこで第2節では、マーシャルが上述のように貧困問題について主張した「老齢貧民に関する王立委員会」が発足するにいたった背景を知る必要があるため、新救貧法とその当代表的な慈善団体であったCOSについてそれらがどのようなものであったのかを概観する。続いて、第3節では第2節の概略を踏まえて、マーシャルが現行の救済をどう評価したかについて考察し、第4節ではその評価にもとづいてマーシャルが行った具体的な提案について検討する。最

後に結びとしてマーシャルの提案から読み取れる救済法改革論の特質を明らかにする。

2. 新救貧法と慈善組織協会¹²⁾

1834年に新救貧法が施行された。その後救貧法行政委員会 (the Poor Law Commissioners) は、地方当局として教区連合を作り、その行政を担当する救貧委員会 (Boards of Guardians) を設置した。この救貧法行政委員会は、1847年には政府組織の一部として救貧法庁 (the Poor Law Board) となり、1871年には地方自治庁 (the Local Government Board) の一角となる救貧法行政部 (the Poor Law Division) という官僚行政機構へと改変される。救貧委員会は二つの責任を担っていた。一つはワークハウス等の救貧施設を調査および運営することであり、もう一つは救済申請者を審査および決定することである。救貧委員会は、通常、救済委員会 (Relief Committee) とワークハウス視察委員会 (Visiting Committee) を組織し、それぞれの仕事の監督を行った¹³⁾。救貧委員会は、申請者の処遇に関して、救済を受ける貧困者が貧困ではあっても自立している者よりも良い扱いを受けてはならないという劣等処遇の原理に沿って厳格に救済を行う姿勢を見せる一方、不完全な調査によって安易かつ金額も不適切な院外救済を行っていた。

1834年報告の勧告は、ワークハウスでは教区連合下で複数のワークハウスが存在するので、申請者を「少なくとも、四つの階層——(1)老人及び虚弱廃疾者、(2)児童、(3) 婦人の労働能力者、(4)男の労働能力者」¹⁴⁾に分類して収容し、それぞれに必要な処遇を行うと明記している。しかしこれは実行されず、結局は一般混合型ワークハウスとなってしまった。そのため、申請者を「①

老齢ないし身体虚弱の男子、②労働能力ある男子および十三歳以上の少年、③七歳以上十三歳未満の少年、④老齢ないし身体虚弱の女子、⑤労働能力のある女子および十六歳以上の少女、⑥七歳以上十六歳未満の少女、⑦七歳未満の児童」¹⁵⁾に7分類したものの、実際には、労働能力者、児童、病人、老齢者などの区別に即した適切な処遇がなされることは希であった。従って、一般混合型としてのワークハウスは申請者の更正を促すという視点が欠落し、心身ともに退廃を再生産する施設となっていた。また、時代が進むにつれて、労働不能者に対する救済方法の改善は、児童、病人、老齢者の順で行われたが、結局は劣等処遇の原理に縛られると同時に、制度のつぎはぎや行政機関内での役割の重複を生み出して、非効率なものになった。

新救貧法について、主に救済を受ける労働者の立場に目を転ずると、ワークハウスが労働者にとっては恐怖の対象になっていた。ワークハウスに入居することは、理由の如何をとわず烙印 (stigma) を押されることを意味し、労働者には失敗に対する罰則と受け取られたからである¹⁶⁾。

さらに、1860年代に入ると工場の閉鎖といった景気循環による大量の失業が発生し、救貧法だけでは対処できず、慈善的救済が有益であるという認識が優勢になってきた。すでに様々な慈善協会は存在していたが、相互に情報交換を行うことや協力するといったことはほとんどなく、それぞれ独立した組織体であったため、その分有効性を欠いていた。こうした慈善的救済を組織化しようとしたのがCOSである。COSは1869年4月に発足した。その創設理由は「1860-70年代のロンドンにおける貧困と社会問題のうち、とくに、ポーパリズム、乞食および犯罪の増大と、公私救済制度の失敗——とりわけ無組

織状態と方法上の失敗——」¹⁷⁾にあった。すなわち、様々な慈善協会が独立して無秩序に救済を行っていた。それゆえ、被救済者は異なる慈善協会からそれぞれ救済を受けることもできた。従ってCOSは、慈善協会が安易に救済を与えることによって乞食や被救恤窮民を増大させるので、これを是正すべく設立されたのである。そのために、慈善の組織化と救済の統一的な原理を必要とした。そこでCOSは組織化に向けて、中央評議会 (the Council) と地区委員会 (District Committees) を設置した。当初の方針の重点は、慈善団体間や救貧委員会との情報交換にあったが、公私救済の重複があり、次第に救貧法と慈善の役割分担の峻別も含むようになった。また、1869年のゴウシェン回状 (Goschen Minute) 以降、救貧行政はCOSの存在意義を認め、協力関係により互いの役割を明確にした。COSは救貧法対象者に対しては援助せず、被救恤窮民の線上にいる人に予防的に援助を行った。その援助は、綿密な調査により「救済を受ける価値のある人」のうち、一時的救済が永続的な効果を発揮するだろうという期待をもてるものに限って行われた。すなわち、COSの救済は「救済を受ける価値のある人」のうち、長期的な救済を行えば自立可能な人を除外するという不十分なものになっていた¹⁸⁾。いずれにしろ、COSは無軌道に行われがちな院外救済に対しては、救貧委員会の基本的立場¹⁹⁾と同様反対だった。また、COSの年金に対する態度は、私的年金を別にすれば、どのようなものであれ、国家年金には反対であった。これら院外救済反対や国家年金反対の立場は、COSが被救済者に自己責任を求め、自助の精神を促進することを基本としていたからである。

このように、救貧法のもとでの一般混合型ワークハウスは、劣等処遇により、収容者の更

正を促すような施設ではなかったし、救貧法内における救済の重複および救貧法と私的慈善の救済の重複という問題を抱えていた。他方、COSでは貧困の問題を個人的問題と捉える点で、社会的視点が軽視されていた。従って、産業構造の変化により、工場の閉鎖といった、必ずしも個人に責任を負わせることのできない問題を解決する上で、両者は時代の要請に応えるものではなかった。以上のことに対して、マーシャルはいかなる診断をくださったのか。次節で考察する。

3. マーシャルの現状認識と批判

当時の状況のなかでマーシャルが目にしたのは、「現行の救貧法運営の傾向に対する不満が急速に増大していて、何らかの変化を求める熱い要望が存在する」²⁰⁾という事実だった。実際、当時行われていた具体的な救済策を見てみると以下のようなものがあった。ワークハウスにおける院内救済 (新救貧法下の救貧委員会によるワークハウス内での救済。ワークハウス・テストを行う。) および院外救済 (自宅で生活している人への支給。それを行うのは救貧委員会である。) やCOSの他に友愛組合 (Friendly Society)、種々の慈善組織による救済である²¹⁾。マーシャルの上述の注目は、救貧法以外にこれら種々の救済活動が新たに展開してきた現実に裏打ちされていた。

COSの主要なメンバーであるB.ボザンケット²²⁾をマーシャルと比較すると、両者ともに自助の精神が重要であるという認識では一致している。だが、貧困観、とりわけその原因とその救済制度に関しては異なる見解をもっていた。結論を先取りすると、両者の自助の精神を求める論拠は異なっており、第2節で述べたように

COSは貧困を個人の問題と捉えており、自立を促すための自助の精神を養う上でも貧困を主に個々人の責任に帰したが、後に述べるようにマーシャルは貧困の原因として個人的要因だけではなく社会的要因をも重視していた。

B.ボザンケットは現状が1834年に新救貧法が制定された状態と変わらないと捉えていたが²³⁾、マーシャルはこの考え方に賛同せず、現行の救貧法はそもそも時代にそぐわなくなっていると理解していた。社会的事情が変化したにもかかわらず、現行の救貧法は、1834年の中央集権化、被救済者に対する厳格な扱い、劣等処遇、院外救済禁止等の新救貧法の原理を基本的に受け継いでおり、それをもとにした救貧法運営が行われていたからである。しかも救貧法改革を議論する人々の間でも、多くの人はこの原理は自明であると捉えていた²⁴⁾。マーシャルがこの原理に同意しなかったのは、マーシャルが時代の変化を読み取っていたからだと思われるが、「1834年の問題が被救恤窮民 (pauperism) の問題である一方、1893年の問題は、貧困 (poverty) の問題であるということです」²⁵⁾というマーシャルの言葉は彼の変化に対する洞察を端的に示していよう。19世紀初頭と19世紀末では状況が異なるのであり、従って、現代に合致する救済策を行わなければならないとの認識である。ここにはマーシャルの貧困観が表れている。つまり、貧困自体の性質が変化したのであり、従って貧困を絶えず変容する社会の変動と絡めて捉えるべきだということである。

さて、マーシャルはどのように被救恤窮民から貧困²⁶⁾へと問題の性質が変化していると判断したのか。それは、マーシャルによる労働者階級についての観察とその分類に答えがあるように思われる。その分類は『原理』によると次のようになる。熟練労働者、不熟練労働者、およ

び残滓階級 (Residuum) である。残滓階級とは、「友情の機会を持つことがほとんどなく、人間の品位や平穏な生活を知ることもないし、家族生活の結びつきさえほとんど失われ、宗教もしばしば彼らに手を伸ばすことに失敗する」²⁷⁾人々である。そして、「熟練労働者の一大部分は、『下層階級』という言葉が最初に用いられた意味での、そのような階級にすでに属さず」、さらに「わずか一世紀前に上流階級の多くのものが送っていた生活に比べて、より洗練された高尚な生活を送っているものが、彼らの間にも見られるようになっている」²⁸⁾のである。残りの熟練階級と不熟練階級は下層階級に属する。従って、労働者階級といっても、このように社会の連続的な変動の中で分化・多様化しており、新救貧法が制定されたときは、労働者階級全体が下層階級という状態にあったのとは異なる。それゆえ、マーシャルは救済を必要としている人をすべて同一の被救恤窮民として取り扱うことに同意しなかった。マーシャルは、救貧法上は認められていない院外救済を、合法化することによって実施される院外救済の必要性を痛感し、主張した。

B.ボザンケットのみならず世論もこの院外救済に反対し、一般に廃止論が強かった。その理由は、旧救貧法時代のあいまいな運営によって、すべての貧困者に放縦な院外救済を与えることは人を墮落させるという意味で非常に有害であったという歴史があるからであり、また放縦になればその過去の歴史のように最悪の結果につながりかねないからである。つまり、院外救済が自助の精神を喪失させると解されたからであり、さらに賃金を引き下げるとみなされたからである²⁹⁾。

しかし、マーシャルは申請者に対する調査において、将来に備えていたかどうかについて調

査するという条件を加えることで、院外救済が濫用されることなく活用することが可能と考えていた。マーシャルは院外救済が必ずしも賃金を低下させないと主張する。19世紀初期は賃金基金説が有力な学説であった。マーシャルによれば、労働は資本と協働するのであるが、その当時労働の資本に対する依存度が増大しており、それに加えて資本が稀少であったため労働の稼得である賃金は資本に規制され、一定の賃金基金が存在すると想定された。すなわち、資本から見た労働に対する需要面に重点が置かれた。さらに、労働者階級の賃金は、生活を維持するぎりぎりの水準に過ぎないとみなされ、賃金の上昇は即人口の増加に結び付けられた³⁰⁾。この旧派の経済学的思考により、過去において労働者に院外救済という形態で補助金を与えることは、労働者の数を増加させ、また資本を減少させるので、結果として将来世代の賃金を減少させると考えられた³¹⁾。従って、労働者全体の地位改善に決してつながらないというのである。しかしマーシャルは、労働の能率や職業の選択といった供給側面も需要側面と等分に考慮する必要があると主張し、賃金は労働に対する需要と供給で決まると論じる³²⁾。さらに、マーシャルは、賃金を連続的な運動の中で捉える。だからこそ次世代の稼得力を増加させるように、つまり、それが公衆衛生を含めて健全な子供を養育するために使われる場合、賃金を減少させないと言う。加えて、それが人々の状態を向上させるように、つまり、教育的に使用される場合、人々の稼得力を上昇させるという。マーシャルは、これら連続的な作用を通じて、労働者自身の質の向上ないし労働能率の上昇を確認しているのである。マーシャルは、漸次的な労働能力の上昇運動によって賃金基金説を脱却している。実質賃金は労働能率の上昇によって増

加すると強調する。むしろ、固定された賃金基金といったものではなく、過去の労働者に比べて現在の労働者が彼の言う「生活基準」(standard of life)を身に付ける方向に進んでおり、従って、院外救済も運営方法次第では、マーシャルの進歩像に合致するのである³³⁾。

また、マーシャルは次のように言う。「……一般に生計を稼得するためにわれわれが従事する実務は、われわれの心的状態が最善である時間の大半にわたってわれわれの思考を満たしており、従って、われわれの性格を形成するのは、そのような時間に仕事においてわれわれが能力を発揮する仕方であり、仕事を示唆する思想と感情であり、仕事におけるわれわれの同僚、雇主および被傭者との間の関係である……」³⁴⁾マーシャルは所得の大きさも当然影響するが、仕事人が人に影響を及ぼす作用を重視する。すなわち、ワークハウスにおける強制的な労働からは、マーシャルが進歩の源泉とみなす「活力」(vigour)³⁵⁾を收容者自らが引き出すことができない。他方、院外救済のもとでは、自ら選択した生活・仕事環境のもとに他者と切磋琢磨し、さらに自分自身との戦いにおいて自己を高めることが可能になる³⁶⁾。

次に救貧法運営の制度に対するマーシャルの不满を見ていく。当然のことながら、上述のようにCOSとマーシャルは現状認識に関する相違があるので、救貧法に対しても異なる見解を示すことになる。ここでは救貧法運営に内在する諸結果に対するマーシャルの不满に注目する³⁷⁾。

第一は、一般に公的救済は非弾力的にならざるをえないことである。上述したように、公的救済は新救貧法の原理を受け継いでいるため、厳格な扱いや劣等処遇が法律のうちに定められていた。この法律にもとづいて救貧委員会は救

済を行うから、少ない選択肢の中で画一的な救済しか行うことができなかつた。例えばマーシャルは、「ある人が年金または友愛組合から年金をもらっている場合」を取り上げ、救貧委員会は厳格な扱いと劣等処遇によりその年金額を差し引いた金額しかその人に援助できないように法律で決められていると指摘する。マーシャルの見解では、年金のために組合掛け金を納付することは、「悪名高き不徳な行為がないことと結合した節約」なのであり、従って、友愛組合に組合掛け金を支払ってきたことも節約に含まれる。しかし、現行の救貧法はこうした節約を考慮しない。マーシャルが望むことは、「指標が規定されるとき、節約の定義が単なる数字で表した命題ではなく、分別のある人々の判断に任せた命題であるべきだということ」³⁸⁾である。つまり、救貧法運営に関して、救済官 (relieving officer) は、節約を行った者とそうでない者に対して画一的な法律で対処するのではなく、申請者それぞれの状況に応じた弾力的な救済を行う必要がある。そうした救済を行うために、救済官の数を倍にすることも今はさほど大きな負担でもなく、また救済官の質も向上しているという認識をマーシャルは示している³⁹⁾。ただし、マーシャルは公的資金が与えられる場合、慈善による給付金よりもはるかに一層厳格な規則をもって与えられることには賛成している⁴⁰⁾。

第二は、公的救済の受給に伴う不名誉である。特に、公的救済は自分の納めた「地方税」から救済されるにもかかわらず、全く自分に負うところのない私的救済よりも不名誉を伴うと見られていたのである。これに対してマーシャルは自ら想定する不名誉を伴う強度を提示している。それによれば、組合からの年金、親類・友人・以前の雇用主からの援助、院外救済、自分と何のかかわりもない人から私的救済を余儀な

くされる状況になることの順で不名誉の強度は大きくなる。マーシャルによれば、公的救済に不名誉を伴う「原因の多くは、有害な古い伝統がもたらす不必要な結果であり、残りの原因の多くは、配慮と私的機関とのより充実した協同とによって取り除くことができる。」⁴¹⁾現状は変わりつつあるがやはり院外救済を受ける際、自分が納めた「地方税」から救済を受けるので不名誉と考える必要はないにもかかわらず不名誉と考えるし、一般的にそう見なされる⁴²⁾。しかし、むしろ他人からの私的慈善を受けることのほうが不名誉であり、ここにマーシャルは人々の意識改革の必要性を主張する。この意識改革は救済者および被救済者の両方に必要である。これに関連して、マーシャルは富裕者が貧困者を救うのは義務としている一方、他方で貧困者に対しても納税の義務を主張する。マーシャルは、貧困者に課税しないことは政治的危機を導くと言うが、これはすべての国民が国家に貢献すべきだということにほかならず、逆に貧困者は納税の義務を果たすことで国家の保護が得られるのである⁴³⁾。これは、貧困問題を捉える上で、マーシャルが個々人の問題としてだけではなく、国家的社会的問題として、その対策に国家が取り組むべき問題という視角をもっていたことを明示している。

第三は、労働者階級の意見が反映されていないことである⁴⁴⁾。マーシャルによると、労働者階級の最善の指導者たち（例えば、労働組合の指導者）は信頼にたるほどに成長している。彼らは「進んで貧困救済の道理に耳を傾けようとするし、無思慮に怠惰なものや放蕩者に救済を与えることに大いに不安を抱いている。」⁴⁵⁾しかし、彼らの追随者、すなわち、通常の労働者はそうではない。だから、そうなるよう指導しなければならない。なぜならば、マーシャルは「彼

らにまず貧困救済制度が不必要に厳しくも、不名誉でも、恩着せがましくもないことを確信させないならば、その主題「救貧法——筆者」について論じるとき、彼らが過度な放縦さの危険を第一に考えることを期待できない⁴⁶⁾からである。またマーシャルによると、労働者階級は、自らの非行がなく、できる限り災難に備えていたならば、自分たちが納めた救貧税 (poor-rates) から救済を受けとってよく、国家にその資金がある限り私的慈善活動に救済を申し込むよう強いられるべきではないと主張している。マーシャルはこの労働者階級の主張が正しいかどうかはわからないが、少なくともこの主張を吟味する必要があると言う。マーシャルは救貧法を運営する側の論理や都合のみが反映されていることを仄めかしている。公的書類からこの労働者階級の主張の当否はわからないし、公的救済の議会調査の失敗の一因も労働者階級の見解を除外していることに求めている⁴⁷⁾。

一つにはマーシャルが救済者と救済を受ける者の間に以前にはなかった距離ができたことを考慮したからである。二つ目は、以前に比べて信頼に足る労働者が存在するようになり、マーシャルは彼らの意見を取り入れることが貧困救済に有益かつ必要であると判断したからである⁴⁸⁾。従って、マーシャルは救済する側はもちろんのこと、救済される側の意見を取り入れるべきであると論じる。とりわけ、マーシャルは救済を受ける立場からどのような救済が必要であり、効果的であるのかを知っている労働者の意見を取り入れることを主張する。

4. マーシャルの提案と具体策

マーシャルの現状認識から改革の方向性は示唆されている。COSを含め一般的な現状認識に

誤りがあり、問題は「貧困」が現存すること、そして院外救済が有益な救済手段になりえることである。また、救貧法の運営は弾力的な救済を可能にするような組織化が必要であり、その組織化は、救済側と被救済側、両者の理解を獲得するような形で行われなければならないということであった。

これらの改革の方向性の具体化は、救貧委員会とCOSの協同による組織化によって達成される、とマーシャルは言う⁴⁹⁾。救貧委員会とCOSにはそれぞれ長所と短所があるが、互いに協同することで相互補完的な発展の可能性を認めるからである⁵⁰⁾。マーシャル自身、公私救済活動が協同することに関してオクタビア・ヒル⁵¹⁾から影響されたと述べている。第2節で述べたように、救貧委員会は資力はあるが、支援手段において非弾力的であるという短所がある。他方COSは、例えば申請者の仕事道具を質から取り出すことや申請者の代わりに地代を支払うといった救貧法では対応できないような様々な支援手段が可能であり、必要に応じて救済方法を調整することができるほどに弾力的である。COSは救貧委員会と異なり法律に縛られていないためであるが、しかし、少数独裁的であったり、公平を期すことができないこともあるし、また請け負っている仕事に対してしばしば資力不足であるという短所を持っている。マーシャルは、この両者の協同によって、救貧委員会がCOSから情報と助言を受け、COSは半ば公的な組織体となり、資力と権威に関して政府から明確な権限を得ることを提唱している⁵²⁾。財源は、救貧委員会の場合は国家と地方の両方が負担し、COSの場合は慈善者の寄付金である⁵³⁾。

では、具体的にはどのように両者が協同すべきか。まず、COSを半ば公式の組織体とする。COSが半ば公式の組織体になるということは、

COSが一定の公的権限と責任、すなわち地方の慈善活動についての情報を集める権限、すべての適切な慈善団体に対する一定の監督権限、公的慈善施設の運営に関する発言権をもつことを意味する⁵⁴⁾。もちろん、COSは「国家が持ちうる最も重要な機能の一つを引き受け」るのであり、COS自体が適切かどうかは地方自治庁等によって確かめられなければならない。そして、両者の委員の任命についても提案する。COSに一定数の救貧委員会の委員の任命権を与え、他方で救貧委員会ないしはその他の公的権力に友愛組合の経験を持った労働者の中から一定数のCOS委員を任命する権限を与える⁵⁵⁾。それから、COSがそれぞれ救済を申し込む申請者の状況を調査して判断し、その判断を救貧委員会に提言する。調査内容は、申請者の本人確認と現状と過去の行為について、つまりその申請者が救済を与えられるにふさわしいかどうかであり、例えば節約を試みているか、犯罪を犯したことがないか、飲酒の問題はないか等である。そしてその調査をもとに、COSがそれぞれの申請者を分類し、救貧委員会に提言するのである⁵⁶⁾。

その分類に従うと、貧困者はA、B、Cの3つの階級に分類される⁵⁷⁾。A及びC階級は救貧委員会が世話をすることになり、A階級には院外救済を施し、C階級はワークハウスで対応する。B階級はCOSが世話をする。A階級は調査内容において問題なく、通常想定されていない不運に見舞われたまさに保護が必要な人々である。従って、現行の救貧法では院外救済を与えられる場合、節約心の有無等を考慮せずに誰に対しても小額の不十分な院外救済しか与えられていないが、A階級の人々に対して十分な院外救済を与えることができる。B階級は、A階級に入れると悪しき先例を作ってしまう可能性のある人々である。例えば、調査内容において全

く問題がないというわけではないが、そうかといってC階級には入らないといった判断に迷う人々である。C階級は、怠惰な人々であり、ワークハウスにおいて厳格かつ教育的な処遇を伴う救済を与える必要がある人々である。これらの救済は、どれも基本的には一時的救済であり、永続的なものではない。そしてもちろん、救貧委員会はその判断に従うかどうかの決定に関する権限をもつ⁵⁸⁾。このように、マーシャルの提案においては、救貧委員会とCOSは組織化と相互の協力関係が明確になり、救済制度全体が一貫したものになる。また、COSは上述した「救済を受ける価値のある人」に対する一時的救済だけでなく、より長期的な救済も可能になる。なぜならば、救貧委員会との協同により、COSが申請者の調査および分類の判断を行うからである。これによって、COSが直接公的資金を扱うことはなくても、COSの判断が公的資金の用途に重大な影響を与えるので、以前のCOSでは救済対象にできなかった申請者に対しても、救済の道を開くことができる。

そうだとすれば、マーシャルはこの提案において、上述した年金との関連で65歳以上の老齢貧困者をどのように取り扱ったのか。マーシャルはA階級に属するこれら老齢貧困者に対しては、一時的ではない賃金補助という形の年金を認めている。しかしながら、マーシャルの提言には、年金の対象をA階級に限定していることから明らかなように、ブースのように65歳以上のすべての老齢者を対象にするといった普遍性はない。また、マーシャルはこれら老齢貧困者が労働可能であるのに年金によって働くことをやめてしまうような年金のあり方には反対している⁵⁹⁾。あくまで、自立を促すような制度を提案するのである。この点を軽視して、マーシャルの見解を単にブースの年金計画とそれに反対

のCOSを妥協させてプースを援護しているとみなすことはできない。

そのことはまた、マーシャルの国家と社会に関する洞察にも関係していた。例えば、マーシャルは、「一般的能力は幼少期および青年期の環境に大きく依存する」⁶⁰⁾と述べ、すべての子供に対して教育が施されるべきだと主張する。というのも、マーシャルは彼らが十分な教育を受けられず才能を無駄にすることは、結局国富の発達にとって損失とみなすからである。さらに、マーシャルは子供に限らず、すべての個人が自分の能力を可能な限り発揮できる社会を構想しているものであり、そうならなければ国家的損失となるからである。従って、機会の平等および個々の能力を発揮できる環境を整えることは、国家の義務であり、貧困救済を個人の自己責任として切り捨てるのではなく、社会的問題として対処する必要がある。こうしてその環境を整えることは、マーシャルが構想した社会の実現に寄与し、財政負担を軽減するのはもちろんのこと、国民・国家経済の発展の展望も見えてくる。しかしながら、そのためには救済する側と救済を受ける側の両者の救済について相互理解が不可欠の条件となる⁶¹⁾。この条件を満たす可能性は、マーシャルの次のような現状認識に支えられていた。すなわち、救済する側は前述したように救済官の質の向上、COSという慈善団体の活動がある。他方救済を受ける側についても、救済を受ける可能性のある労働者階級の中に労働者階級を指導する先見の明のある人によって適正な救済のあり方が認知されてきている。

そもそもマーシャルは、「公的年金と公的救済の間の関係に関する議論は、大いに言葉の問題です。A階級に分類された人々が公的救済ではなく、公的補助金 (public subsidy) を受け取ると言ってよいかどうかはかなり検討の余地があ

る」⁶²⁾と言う。そのため、マーシャルにとっては単なる言葉の差異よりも、「貧困者である立場から人を引き上げるという」⁶³⁾救済の主要な目的が重要なのであった。だからマーシャルは言う。「この貧困を巡る一切の問題は人が上に向かって進歩するときの単なる通過点で生じる害悪だと考えます。だから、私は貧困自体の原因がしほむにつれて、制度をしほませるように作用する原因をその制度自体の中に含んでいないどんな制度が始まるのも当然好みません。」⁶⁴⁾すなわち、マーシャルは貧困自体が今現在ではなくとも長期的には消滅することを強く望んでおり、少なくともそれに近づくような救済の制度設計を展望しているのである。マーシャルは貧困をなくすインセンティブを求めているのであり、そのインセンティブとして品行および特に節約を念頭においている。そして、これらを行えば十分な院外救済が与えられるようにすることで、特に節約をしようという意欲ないインセンティブをもつように仕向けるのである。そのために救済制度は、たとえ老齢貧困者の場合でもその申請者の節約心の有無を考慮することによって、その申請者の自立を促進するように設計される必要がある。

要するに、マーシャルの計画に従うと、救貧委員会はCOSと有機的な関係のもとで形成し行動することで、申請者の主体的なあり方に応じてワークハウスの内外でより弾力的な救済を行うことができ、同時にCOSの調査は徹底的に行われるため、個々人の事情に合致した救済を提案できる。さらに、マーシャルは貧困を社会的問題として対処する必要から、貧困の原因のみならず、救済自体を不必要にするような救済制度を提示しようと努めた。

そのときマーシャルが貧困を取り除く推進力の根本要因と重視したものが、慈善者の同感的

想像力 (sympathetic imagination) である。マーシャルが言う同感とは、「我々自身に対する他人の不幸の想像上の移転 (imaginary transference) と密接に結合したこと」⁶⁵⁾ という意味で使用されている。マーシャルは救貧委員会の行動規範の一側面として規則はもちろん必要であるが、この想像力を救済活動を行う上での根本的なてこにするように主張する。この同感的想像力とはいわば、道徳的徳目であり誰もが持つべき資質ではあるが、マーシャルは慈善者こそこの想像力を発揮すべき主要な主体とみなす⁶⁶⁾。同時にこの想像力から発した救済を受ける側も、救済の目的に適合した救済が行われることに理解を示し、これに協力しなければならない⁶⁷⁾。そうでなければ、救済は過去のように有害なものになる可能性もあるし、救済する側・される側双方にとって益するものとはならない。引いては、国家的損失につながるだろう。従って、マーシャルはCOSが調査及び報告をすることを主張する。そのため、不安定な組織体であるCOSをより社会化された組織体に変え安定した組織体に変える必要があり、また世間一般での認知度を上げる必要もある。こうして、COSの「仕事のきわめて重要な部分とは、よい解決策を助成するとき、性格を強くするとき、新しい生活の始まりや将来に対する新しい希望を提案するとき、すべての精神的または肉体的苦痛の種類を緩和するとき、個々人の思いやりかつ同感の及ぼす影響から成っている」のであり、「物的救済は幸福をもたらさない、つまり、それは苦痛の除去に必要な条件のひとつに過ぎない」⁶⁸⁾とマーシャルは論じる。

5. 結び

マーシャルによれば、現実の問題を扱うときには、程度の差はあれ倫理的要素と経済的要素の結合が必要であり、貧困救済の問題についても当然このことが当てはまる⁶⁹⁾。ここでいう倫理的要素とは、同感的想像力であり、経済的要素とは、貧困の存在という経済的事実とそれを長期的に解消する国民経済の発達の論理である。マーシャルは、この倫理的要素と経済的要素を結合させて、すなわち、国民経済の発達を導く論理という枠組みの中で、この論理に沿って、貧困を消滅させる原動力として同感的想像力を位置づけたのである。マーシャルは、貧困者に対して救済を行うことは国家の責任だと主張する。マーシャルは言う。「人は粗悪な住居に住むことを認められるべきではなく、極貧は、決して犯罪としてではなく、国家にとって非常に有害であり、それは我慢されるべきではない事柄と考えられるべきであり、自分の過失を通してであろうがなかろうが、事実上国家の福祉に貢献してきた一家を維持することが出来なかった誰もが、つまり、その人が国家の権威の下、新しい生活形態に移行すべきです」⁷⁰⁾と。しかしながら、マーシャルは『原理』でも述べているように、一般的に国家による事業運営は私的組織体と比べて非効率であると認識しており、また、救済は同感的想像力をてこにしなければならないと主張した。だからこそ救貧委員会とCOSは協同する必要がある。繰り返すが、ここでの協同は単にCOSとプースを妥協させてプース案を救援することを意味するのではなく、マーシャルの思想から出てくる論理的帰結であった。

マーシャルは上の引用に続けて、「我々は、今

それをすることはできません。それをするとは不可能です。倫理的な力が存在しません。』⁷¹⁾と述べている。当然のことながら、マーシャルが理想とするような同感的想像力を誰もが持っているわけではないので、無軌道に国民の福祉を向上させることはできないのであり、怠惰な者等にまで完全に国家が手を差し伸べて安楽な生活をさせることはできない。従って、貧困救済を社会的問題と捉えつつも、救済を受ける側、すなわち労働者自身の質的転換を促す制度でなければならないし、他方で救済する側、すなわち主に救済金を負担する中流階級以上の人々も納得する制度でなければならない。この労働者における質的転換とは先見の明、節約、公の精神であり、これらは間接的には社会全体にとって有益なのである。マーシャルの社会的救済による解決は、労働者がこれら質的転換を行って最終的に「貧困」を撲滅することを目的とする。だから、例えば労働者階級の中の有能なものは、すでにそれらの資質を身につけており、貧困救済の運営に積極的に参加しなければならないのである。

こうしたことからマーシャルの救済に関する提案は、被救済者に対しては節約といった道徳的な要素を重視することで峻別された救済策を提案して個人に向上心を育成し、他方救済者に対しては救済に対する理解と義務を求めることで救済制度を支える、従って、両者の協同を基礎とする社会の連帯⁷²⁾した姿を想起させるものであった。そのときに、マーシャルは人と人との間の距離のために、人のつながりを形成する上でCOSのような中間的な組織体を介在させたのである。マーシャルは言う。「イングランドが誇ってもよい事柄はその富ではなく、労働組合、友愛組合、協同組合、及びCOSであると考えます。』⁷³⁾そして、その連帯のあり方として、倫

理的動機を救済のてこと考える一方で、それが経済的事実および論理と合致するように示唆するところに、マーシャルの救貧法改革論の特質を見ることができる⁷⁴⁾。

注

- 1) P.グロネウエーゲンによると、マーシャルは特にケンブリッジの教授職在任中に政府調査に多く関係しており、その活動は三つの形態に分類することができる。一つは「後からの反対尋問に備えて準備した覚書」(例；通貨委員会)であり、一つは「委員会の委員によるか政府関係者による質問に答えるために書いた覚書」(例；課税に関する覚書)であり、一つは1891年から1894年の間に彼が務めた労働委員会における王立委員としての仕事である。さらにこれらとは別に王立委員会の委員に彼の教え子がいる場合、その教え子に助言を与えることで間接的に資料を提供している。[Groenewegen (1995), p.343.]
- 2) Marshall (1890), 永澤越郎訳『経済学原理』I-IV, 岩波ブックサービスセンター, 1985. ただし、訳文には必ずしも従っていない。
- 3) マーシャルは、すでに初期論文「労働階級の将来」[Marshall (1873)]で労働者について論じている。同論文におけるマーシャルの関心は、労働者自体の問題として彼らの改善に限界が存在するのか、それと彼らを紳士へと導くのに物理的に十分な資源が世界に存在するのかという二つの問題を考察することであった。ここで述べられている労働者に対するマーシャルの精神は、本稿で取り上げるマーシャルの主張と一致するものである。しかしながら、マーシャルの問題意識は労働者の進歩に対する将来的な可能性について考察することであり、その視点は非常に楽観的で、多分にマーシャルの理想が現れているように思う。

『原理』においても、マーシャルの労働者に対する精神は変わらない。しかし、マーシャルの問題意識は、より経済学的な枠組みの中で労働者の問題を取り扱うことに向けられている。さらにこの枠組みを広げて、「社会生活における実際の行動のための指針を獲得する」べく、「人間の社会的生活に関する研究」を主張する。[Marshall (1890), pp.1-5, pp.40-43. 邦訳, I, pp.1-6, pp.53-58]を参照のこと。

上記二つの論文および著書は、直接的に救貧法を問題にはしていない。しかしながら、マーシャルが初期の段階から労働者階級に強い関心を抱いていたこと

をあらわす証左であろう。マーシャルの労働者問題に関する先行研究として西岡幹雄（1997）がある。西岡は、マーシャルの労働者問題を人間投資論という観点からマーシャルの想定する経済発展の仕方を考察している。また、グロネウエーゲンが指摘するように、マーシャルは、救貧法問題についてすでに論じている [Marshall (1879), pp.32-35]。ここでのマーシャルの主張は、本稿で指摘するかれの提案ほどには洗練されていないが、かれの大まかな概論を示している。特に一貫したマーシャルの主張は、院外救済の有益さを訴えるものである。これらの著作を通じて、マーシャルの労働者問題に関する意識の変遷という大きな問題に遭遇するが、これらの関係を明確にするのは筆者の今後の課題である。

- 4) Marshall (1892b), pp.186-191.
- 5) Marshall (1892c), pp.371-379.
- 6) Marshall (1893).
- 7) Groenewegen (1995), p.353.
- 8) Marshall (1892a), pp.60-63.
- 9) Groenewegen (1995), p.356.
- 10) ただし、マーシャルが『エコノミック・ジャーナル』誌に寄稿した後者の論文について、グロネウエーゲンは、マーシャルの救済活動に関する経験不足を指摘するB.ボザンケットへの反論に重点を置いている。これらの流れを踏まえて、グロネウエーゲンは老齢貧民委員会でのマーシャルについて次のように述べている。マーシャルはこの委員会の議論に関して詳細まで知らないこともあったが、経済学の土俵に問題を持ち込むことでそれらの議論に関して答えることができたということである。そして、この委員会自体は、老齢年金が1908年まで導入されなかったことから肯定的な結果は出なかったし、マーシャルはその後の諸委員会に参加していない。しかしながら、この委員会は二つの点でマーシャルにとって重要との見解が示されている。一つは、多くの救貧法問題に関して、マーシャルの弟子であるA.C.ピグーによってマーシャル流の分析が精緻化されたことであり、二つ目は、マーシャルが1907年に出した論文「経済騎士道の社会的可能性」において強調したように、所得再分配は望ましく、それを行う国家の能力が増大したという考えが幾人かの救貧法委員を引きつけたということである。これがグロネウエーゲンによる評価である。本稿では妥協的解決に焦点を当てるため、このグロネウエーゲンによる学史的位置付けに関する検討については稿を改める。[Groenewegen (1995), pp.

358-360.]

- 11) この「老齢貧民に関する王立委員会」におけるマーシャルの予備的覚書および証言については、Marshall (1893)を利用した。予備的覚書に言及する際は、その頁を記し、その証言に言及するときは、その証言番号を記すことにする。Marshall(1893), 10,188. 以下同様。
- 12) 本節は、主に高野史郎（1985）を参照させていただいた。cf. 渡会勝義（1999）, pp.43-60.
- 13) 高野史郎（1985）, p.56を参照のこと。
- 14) 高野史郎（1985）, p.51.
- 15) 大沢真理（1986）, p.118.
- 16) ただし、クラウザーは、歴史的観点から、ワークハウスが社会サービスの芽生えとしての重要性をもつことを指摘している。というのも、ワークハウスは歴史的には現存する様々な制度の原型であり、福祉国家への継続性を見ているからである [Crowther (1983), pp.269-272]。また、Harris (1999), pp.46-48も、現代の福祉国家から見た1870-1940年代の社会改革の連続性を主張する。当時の労働者の態度に関しては、Thane (1999), pp.86-112を参照のこと。
- 17) 高野史郎（1985）, p.132.
- 18) 高野はこの理由を、「慈善組織が停滞し、資源が欠乏しているという状況のもとで、COSが現実的判断としてこの決定を採用せざるを得ない状況の下におかれていた」と推測している。[高野史郎（1985）, p.179.]
- 19) 救貧委員会によっては、小額の扶助 (dole) で済み、容易な救済手段であったため院外救済を行っていた [高野史郎（1985）, p.88]。
- 20) Marshall (1892c), p.371.
- 21) Marshall (1893), p.199.
- 22) Bosanquet, B. (1892), pp.369-371. McBriar (1987), pp.68-69も参照のこと。
- 23) Bosanquet, B. (1892), p.369.
- 24) その当時の一般の見解としてマーシャルが挙げていることは、65歳以上の老齢貧困者に対しては、年金、すなわち公的救済を与え、65歳未満の貧困者に対してはワークハウスによる厳格な救済を行うというものだった。しかし、マーシャルは年金と救貧法の両制度を一貫して組織化された制度として受け取らなかった。マーシャルはこのことを「新しいあて布を古い衣服にする」ようになっており、結局「あて布で作られたはなはだ高価な衣服になる」と表現した。つまり、救貧法の運営は組織化されておらず、制度のつぎはぎになっていて非効率を生んでいると考えたのである。

- 従って、マーシャルは公的救済一般の組織化の必要性を強く感じたのである [Marshall (1892c), pp. 371-372].
- 25) Marshall (1893), 10, 358.
- 26) 当時の労働者の状況に関しては, Burnett, J. (1994), pp.145-198を参照のこと。
- 27) Marshall (1890), p.2. 邦訳, I, p.3.
- 28) Marshall (1890), p.3. 邦訳, I, p.5.
- 29) Bosanquet, B. (1892), p.371, Marshall (1893), pp. 200-201および10, 272.
- 30) Marshall (1890), pp.822-829. 邦訳, IV, pp. 318-332.
- 31) Marshall (1893), 10, 272.
- 32) Marshall (1890), pp.504-545. 邦訳, IV, pp.2-61.
- 33) 「老齢貧民に関する王立委員会」でのマーシャルの発言の意図を, 「救貧法関係の文献を支配している労働と賃金に関する旧世代の経済学の考え方を覆し, 新世代の経済思想を浸透させること, 救貧法から社会福祉への思想的転換に理論的基礎を与えることであった」と西沢保 (2000), p.75は論じている。
- 34) Marshall (1890), pp.1-2. 邦訳, I, p.2.
- 35) Marshall (1890), p.194. 邦訳, II, p.86を参照のこと。
- 36) このことは, 『原理』の第2編第2章で扱っている活動と欲望の関連において, マーシャルが最も高次な欲求としてあげている「優越性への欲求」(desire for excellence) を求めるうえでも必要と思われるだろうか。「優越性への欲求」に関しては, 近藤真司(1990), pp.100-101を参照のこと。
- 37) COSの救貧法批判については, Bosanquet, B. (1892), pp.370-371を参照のこと。また, この批判に対するマーシャルの反応およびマーシャルとCOSの関係については, Groenewegen (1995), pp.356-358を参照のこと。
- 38) Marshall (1893), 10, 227.
- 39) Marshall (1892c), p.373, Marshall (1893), 10, 330.
- 40) Marshall (1893), 10, 227.
- 41) Marshall (1892c), p.373.
- 42) 当時貧困であっても自立した生活を送ることが社会的規範として存在していた。これを満たさないものは, 社会的に尊敬に値しないものということの意味した。詳しくは, 安保則夫(1987), pp.46-47を参照のこと。cf. Crowther (1983), pp.269-271.
- 43) Marshall (1893), 10, 387.
- 44) マーシャルの貧困者と労働者の区別に関しては, Marshall (1893), 10, 378~10, 380を参照のこと。マーシャルは理論において貧困者と労働者階級の区別を主張するが, 実際には両者を混同していることが頻繁にあるとハリスは指摘する。[Harris (1999), p.110.]
- 45) Marshall (1892c), p.375.
- 46) Marshall (1892c), p.375.
- 47) Marshall (1892c), p.374, Marshall (1893), 10, 430~10, 436.
- 48) Marshall (1892b), p.188, Marshall (1892c), p.377, Marshall (1893), 10, 363, 10, 430~10, 436.
- 49) cf. Groenewegen (1995), p.357.
- 50) Marshall (1892c), p.377.
- 51) O.ヒルの活動に関しては, Beach and Tiratsoo (2000), pp.525-527, McBriar (1987) を参照のこと。また, マーシャルのO.ヒルへの直接的な言及は, Marshall (1879), p.35を参照のこと。
- 52) Marshall (1893), 10, 205, 10, 254.
- 53) Marshall (1893), 10, 327, 10, 334.
- 54) Marshall (1893), 10, 246.
- 55) マーシャルは任命する委員の数については, 全委員の5分の1を加えることを提案している。[Marshall (1893), 10, 212, 10, 213.]
- 56) Marshall (1893), 10, 205.
- 57) Marshall (1893), 10, 206, 10, 237~10, 244.
- 58) Marshall (1893), 10, 309.
- 59) Marshall (1893), 10, 355~10, 356.
- 60) Marshall (1890), p.207. 邦訳, II, p.107.
- 61) マーシャルは, 人々が65歳になれば, 年金によって安楽に暮らせると想定することに同意しなかったように思う。
- 62) Marshall (1893), 10, 399.
- 63) Marshall (1893), 10, 335.
- 64) Marshall (1893), 10, 356.
- 65) Marshall (1892c), p.374.
- 66) Marshall (1893), 10, 234.
- 67) Marshall (1892c), p.375.
- 68) Marshall (1892c), p.377.
- 69) Marshall (1892b), p.186.
- 70) Marshall (1893), 10, 358.
- 71) Marshall (1893), 10, 358.
- 72) ここで取り扱っているマーシャルの論文や証言は, 救貧法とCOSに焦点があるが, 友愛組合に関しては, この組合の経験のある有能な労働者がCOSの委員になることを望んでいる。また, マーシャルは様々な組合が人々のために行う献身的な行為を非常に高く評

価している。

73) Marshall (1893), 10, 449.

74) 「自由の条件である秩序の安寧を、自由自体をあまりに多く犠牲にすることなしに達成する方法を見出すことは、文明のもっとも困難な問題の一つである。」 [Marshall (1890), p.197. 邦訳, II, pp.91-92.] この問題に対する答えとして、マーシャルは協同による社会的連帯を考えていたと見るができるように思う。

参考文献

Beach, A. and Tiratsoo, N. (2000), "The Planners and the Public," *The Cambridge Urban History of Britain, III, 1840-1950*, ed. by M. Daunton, Cambridge university press.

Booth, C. (1891), "Enumeration and Classification of Paupers and State Pensions for the Aged," *Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. 54, pp.600-643.

Bosanquet, B. (1892), "The Limitations of the Poor Law," *Economic Journal*, Vol. 2, No. 2, pp.369-371.

Burnett, J. (1994), *Idle Hands : The Experience of Unemployment, 1790-1990*, Routledge.

Crowther, M. A. (1983), *The Workhouse System 1834-1929, The History of an English Social Institution*, Methuen.

Groenewegen, P. D. (1995), *A Soaring Eagle : Alfred Marshall 1842-1924*, Edward Elgar.

Harris, Jose. (1999), "Political Thought and the Welfare State 1870-1940 : An Intellectual Framework for British Social Policy," in *Before Beveridge : Welfare Before the Welfare State*, No. 47, ed. by D. Gladstone, IEA Health and Welfare Unit London.

Marshall, Alfred & Mary Paley (1879), *The Economics of Industry*, with a new introduction by Denis O'Brien, 1994, Thoemmes Press, England.

Marshall, A. (1873), "The future of the working classes," *Memorials of Alfred Marshall*, 1925, ed. by A. C. Pigou, Macmillan and Co, London. 「労働階級の将来(一八七三年)」永澤越郎訳『マーシャル経済論文集』所収, 岩波ブックサービスセンター, 1991.

————— (1890), *Principles of Economics*, 9th ed. by C. W. Guillebaud, 1961, Vol. I Text, Vol. II Notes, London, Macmillan. 永澤越郎訳『経済学原理』I - IV, 岩波ブックサービスセンター, 1985.

————— (1892a), "Discussion on Mr. Booth's

Paper : Enumeration and Classification of Paupers and State Pensions for the Aged," *Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. 55, pp.60-63.

————— (1892b), "The Poor Law in relation to State-Aided Pensions," *Economic Journal*, Vol. 2, No. 2, pp.186-191.

————— (1892c), "Poor-Law Reform," *Economic Journal*, *ibid*, pp.371-379.

————— (1893), "Preliminary Statement and Evidence before the Royal Commission on the Aged Poor," *Official Papers by Alfred Marshall*, 1926, ed. by J. M. Keynes, Macmillan and Co., London.

McBriar, A. M. (1987), *An Edwardian Mixed Doubles : The Bosanquets versus The Webbs : A Study in British Social Policy 1890-1929*, Clarendon press.

Thane, P. (1999), "The Working Class and State 'Welfare' in Britain, 1880-1914," in *Before Beveridge : Welfare Before the Welfare State*.

安保則夫 (1987), 「貧困の発見—チャールズ・ブースのロンドン調査をめぐって—」, 『経済学論究』(関西学院大学) 41-3.

大沢真理 (1986), 『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』, 東京大学出版会.

近藤真司 (1990), 「『生活基準』の経済学」, 橋本昭一編, 『マーシャル経済学』所収, ミネルヴァ書房.

高野史郎 (1985), 『イギリス近代社会事業の形成過程—ロンドン慈善組織協会の活動を中心として—』, 勁草書房.

西岡幹雄 (1997), 『マーシャル研究』, 晃洋書房.

西沢保 (2000), 「救貧法から福祉国家へ—世紀転換期の貧困・失業問題と経済学者—」, 『経済研究』(一橋大学) 51-1.

渡会勝義 (1999), 「古典派経済学と貧困問題」, 西沢保・服部正治・栗田啓子共編, 『経済政策思想史』所収, 有斐閣.